

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、令和2年の生産量で2.6万トン、生産額で115億円にのぼる。また、漁業就業者数は、平成30年で1,216人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、富山県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の富山県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最善の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の富山県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

富山県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の富山県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び富山県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくものとする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくものとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び富山県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 富山県資源管理基本方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-9 うるめいわし対馬暖流系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 まだい日本海」から「別紙3-17 てんぐさ富山県周辺海域」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1 まあじ)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所又は主たる事業所その他の事務所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大型定置漁業（漁業法第 60 条第 3 項で定める定置漁業、以下同じ。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	76（単位：免許統数）

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙 1 - 2 まいわし対馬暖流系群)

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群 (以下「まいわし」という。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業 (大臣許可漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大型定置漁業 (漁業法第 60 条第 3 項で定める定置漁業、以下同じ。) においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	76 (単位: 免許統数)

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙 1 - 3 するめいか)

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
富山県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所又は主たる事業所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣許可漁業又は大臣届出漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	76 (単位：免許統数)

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙1-4 くろまぐろ(小型魚))

第1 特定水産資源

1 特定水産資源の名称

くろまぐろ(小型魚)

2 特定水産資源の定義

くろまぐろのうち、30キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 富山県氷見漁業協同組合(定置漁業)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。))

② 対象とする漁業

氷見漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する定置漁業(漁業法第60条第3項で定める定置漁業又は同条第5項で定める共同漁業・・・小型定置漁業。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 富山県新湊漁業協同組合(定置漁業)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

新湊漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

3 富山県とやま市漁業協同組合(定置漁業)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

とやま市漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

4 富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

魚津漁業協同組合及び入善漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

5 富山県その他漁業協同組合（定置漁業）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

朝日町漁業協同組合、くろべ漁業協同組合及び滑川漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度

の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

6 富山県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

富山県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者によるくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（上記1～5の知事管理区分に規定する対象とする漁業を除く）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

② 都道府県知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分方法は、県下漁業団体と協議の上、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて決める。また、県及び関係する漁業協同組合の間で協議が整った場合には、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて、知事管理区分間で漁獲枠を融通できることとする。

また、必要に応じ、県下漁業団体と協議のうえ、漁獲可能量の一部を本県の留保枠とする。当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 5 くろまぐろ (大型魚))

第 1 特定水産資源

- 1 特定水産資源の名称
くろまぐろ (大型魚)
- 2 特定水産資源の定義

くろまぐろのうち、30 キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 富山県氷見漁業協同組合 (定置漁業)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
氷見漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する定置漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)
陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日
- ② 都道府県知事から法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)
陸揚げした日から 3 日以内

2 富山県新湊漁業協同組合 (定置漁業)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
新湊漁業協同組合に所属する漁業者がくろまぐろ (大型型魚) を採捕する定置漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)
陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日
- ② 都道府県知事から法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)
陸揚げした日から 3 日以内

3 富山県その他漁業協同組合

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
富山県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者による

くろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（上記 1～2 の知事管理区分に規定する対象とする漁業を除く）

- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日
- ② 都道府県知事から法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分方法は、県下漁業団体と協議の上、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて決める。また、県及び関係する漁業協同組合の間で協議が整った場合には、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて、知事管理区分間で漁獲枠を融通できることとする。

また、必要に応じ、県下漁業団体と協議のうえ、漁獲可能量の一部を本県の留保枠とする。当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、富山海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 (以下「まさば及びごまさば」という。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所又は主たる事業所その他の事務所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業 (大臣許可漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大型定置漁業 (漁業法第 60 条第 3 項で定める定置漁業、以下同じ。) においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	76 (単位: 免許統数)

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙 1 - 7 ずわいがに日本海系群 A 海域)

第 1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群 A 海域 (以下「ずわいがに」という。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県ずわいがに漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ずわいがにの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所又は主たる事業所その他の事務所の所在地がある者がずわいがにを採捕する漁業 (大臣許可漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事から法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

2 管理年度途中における配分の基準

管理年度途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分又は大臣管理区分若しくは他県の知事管理区分との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の全量をただちに当該知事管理区分へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 1 - 8 かたくちいわし対馬暖流系群)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす(かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 9 うるめいわし対馬暖流系群)

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 3 - 1 まだい日本海)

第 1 水産資源

まだい日本海

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和 15 年までに中位以上 (※) に維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 2 べにずわいがに日本海系群)

第 1 水産資源

べにずわいがに日本海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における知事許可水域の資源量指標値を、提案された目標管理基準値案付近で維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 3 ひらめ日本海北部系群)

第 1 水産資源

ひらめ日本海北部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和 15 年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上す

るように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-4 ぶり)

- 第1 水産資源
ぶり

- 第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和15年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-5 さわら日本海・東シナ海系群)

- 第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

- 第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、令和15年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-6 あかむつ日本海)

- 第1 水産資源

あかむつ日本海

- 第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において高位(※)の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙 3-7 うまづらはぎ日本海・東シナ海系群)

第 1 水産資源

うまづらはぎ日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 15 年までに、中位(※)以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙 3-8 ほっこくあかえび日本海系群)

第 1 水産資源

ほっこくあかえび日本海系群(あまえび)

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において高位(※)の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙 3-9 ばい類富山県周辺海域)

第 1 水産資源

ばい類富山県周辺海域(つばい、おおえっちゅうばい、かがばい及びちぢみえぞぼら)

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近10年間（平成25年から令和4年まで）の平均値（114トン）の上下それぞれ20%の範囲（91～137トン）で維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-10 しらえび日本海北部）

第1 水産資源

しらえび日本海北部（しろえび）

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において高位（※）の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-11 ほたるいか日本海）

第1 水産資源

ほたるいか日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、直近25年間（平成10年から令和4年まで）の年間漁獲量のうち、上位の4分の1（2,207トン）を超える漁獲量を高位、下位の4分の1（1,284トン）を下回る漁獲量を低位、その中間（1,284～2,207トン）を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、

認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-12 そうだかつお類富山県周辺海域)

第1 水産資源

そうだかつお類富山県周辺海域(まるそうだ及びひらそうだ)

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、直近25年間(平成10年から令和4年まで)の年間漁獲量のうち、上位の4分の1(2,908トン)を超える漁獲量を高位、下位の4分の1(755トン)を下回る漁獲量を低位、その中間(755~2,908トン)を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-13 あかかます富山県周辺海域)

第1 水産資源

あかかます富山県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、直近25年間(平成10年から令和4年まで)の年間漁獲量のうち、上位の4分の1(683トン)を超える漁獲量を高位、下位の4分の1(413トン)を下回る漁獲量を低位、その中間(413~683トン)を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-14 しいら日本海)

第1 水産資源

しいら日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、直近25年間（平成10年から令和4年まで）の年間漁獲量のうち、上位の4分の1（685トン）を超える漁獲量を高位、下位の4分の1（310トン）を下回る漁獲量を低位、その中間（310～685トン）を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-15 あおりいか富山県周辺海域）

第1 水産資源

あおりいか富山県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、直近25年間（平成10年から令和4年まで）の年間漁獲量のうち、上位の4分の1（337トン）を超える漁獲量を高位、下位の4分の1（185トン）を下回る漁獲量を低位、その中間（185～337トン）を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-16 わかめ富山県周辺海域）

第1 水産資源

わかめ富山県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近10年間（平成25年から令和4年まで）の平均値（681キログラム）の上下それぞれ20%の範囲（545～818キログラム）程度で維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙 3-17 てんぐさ富山県周辺海域)

- 第 1 水産資源

てんぐさ富山県周辺海域

- 第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 7 年間（平成 28 年から令和 4 年まで）の平均値（3,798 キログラム）の上下それぞれ 20% の範囲（3,038～4,557 キログラム）程度で維持することを旨とする。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

- 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

※わが国周辺の水産資源の評価

<https://abchan.fra.go.jp/hyouka/>